平成２９年（フ）第５７４０号
東京都練馬区中村南２丁目21―15―201
債務者　石山　義晴
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７４１号
東京都練馬区土支田４丁目７―29―203
債務者　兼田チヨ子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７号
大分県宇佐市大字長洲899番地の８
債務者　岡本　　一（旧姓宮井）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５５０号
東京都江東区北砂３丁目33―６―201
債務者　中野　正明
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９３号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15―508
債務者　濱中　俊衣
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７１２号
東京都立川市上砂町１丁目９―19　ニューノース弐番館　2102号
債務者　岩隈　茉里
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８８号
東京都八王子市大和田町５丁目16番13号朝日コーポ202号
債務者　桑原　育洋
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４２号
東京都青梅市今井３丁目15番地の９
債務者　藤原　春美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５８４号
横浜市旭区川井本町98番地１　カーサミーテ101号室
債務者　上木　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８６号
横浜市戸塚区戸塚町421番地７
債務者　中村三百子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８７号
横浜市南区中村町２丁目125番地６　スマイルハイツＤ―204
債務者　亀澤　　悟
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８９号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目19番地１　レジデンス・ホノＶ402号
債務者　松本　俊哉
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２８号
神奈川県藤沢市石川３丁目21番地の１　アブニール湘南103号
債務者　杉山　美保
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２号
岡山市東区西大寺浜521番地
債務者　山下　　聡
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７号
長崎県佐世保市花高３丁目11番12号、前住所長崎県佐世保市花高１丁目20番１号
債務者　石丸　裕一
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係